

## 誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県南部水道企業団が岡山県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類を請求したときは当該請求に従うことを約束します。

### 記

- 1 当社又は当団体の役員又は建設業法第3条第1項に規定する営業所の代表者は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員（岡山県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
  - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼす者
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県南部水道企業団企業長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県南部水道企業団が岡山県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類を請求したときは当該請求に従うことを約束します。

### 記

- 1 当社又は当団体の役員又は建設業法第3条第1項に規定する営業所の代表者は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員（岡山県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
  - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼす者
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

# 誓 約 書

私は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県南部水道企業団が岡山県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類を請求したときは当該請求に従うことを約束します。

## 記

- 1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員（岡山県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
  - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼす者
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の各号に掲げる者を経営に実質的に関与させていません。

令和 年 月 日

岡山県南部水道企業団企業長 様

所 在 地

屋 号

氏 名

印

# 誓 約 書

私は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県南部水道企業団が岡山県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類を請求したときは当該請求に従うことを約束します。

## 記

- 1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員（岡山県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
  - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼす者
  - (3) 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の各号に掲げる者を経営に実質的に関与させていません。

令和 年 月 日

様

所 在 地  
屋 号  
氏 名

印